市川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

市川市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように定める。 平成26年2月17日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法 (昭和22年法律第226号) 第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

- 第2条 消防長の資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。
  - (1) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防局の課長以上の職に、1年以上あったもの
  - (2) 本市の行政事務に従事した者で、市川市行政組織条例(昭和49年条例 第39号)第2条に掲げる部の長の職その他これと同等以上と認められる 職に、2年以上あったもの

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、 消防司令長以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における消防組織法の改正により、消防長及び消防署長の資格を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。